

# 令和8年度春の交通安全運動主要行事一覧

※予定は変更となることがあります。

日時	行事名	実施機関団体
4月6日(月) 7:30~8:00	春の交通安全市民総ぐるみ運動 周知日啓発活動 ※市周知日 (市内12箇所)	市・警察・安協・安管・地推協・安協女性部・安協シルバー部等
4月8日(水)	「自転車の安全で適正な利用」強化の日	
4月10日(金)	「交通事故死ゼロを目指す日(全国統一)」  「飲酒運転根絶」強化の日	
7:30~8:00	小山第一工業団地春の交通安全街頭活動 (小山市横倉)	小山第一工業団地管理協会・警察
4月11日(土) 10:00~12:00	交通安全運動セレモニー (道の駅思川)	警察・安協・安管・地推協等
4月13日(月) 10:00~12:00	「子どもや高齢者に優しい3S(スリーエス)運動」推進強化の日  広報啓発活動 (JR小山駅)	警察等
期間中に行う 各種行事	◎啓発品の街頭配布 ◎交通安全教室の実施 ◎交通取締りの強化(警察) ◎行政テレビ及びおーラジによる広報啓発活動	

## 令和8年度各季交通安全運動実施期間

9月21日(月)~ 9月30日(水) 秋の交通安全市民総ぐるみ運動

12月11日(金)~12月31日(木) 年末の交通安全市民総ぐるみ運動





# 春の交通安全 市民総ぐるみ運動

令和8年4月6日(月)~4月15日(水)

マナーアップ! あなたが主役です

重点項目

- ① 通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保
- ② 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- ③ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

## 交通事故発生状況

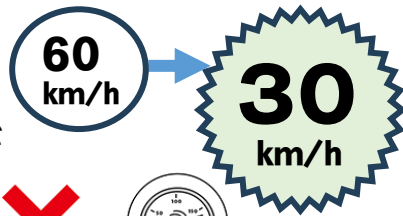
	県内 (R8. 2. 28現在)			小山市 (R8. 2. 28現在)		
	当年	前年同 時期	増減	当年	前年同 時期	増減
発生 件数	632	641	-9	65	74	-9
死者 数	11	13	-2	1	2	-1
負傷 者数	726	775	-49	68	89	-21

# 重点項目

## 1 通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保

### ◎安全に通行できる道路環境の確保

- 令和8年9月1日より速度標識がなく、中央線または車両通行帯のない道幅が狭い生活道路においては法定速度が60km/hから30km/hに変わります。  
速度制限はきちんと守りましょう！
- 地域全体で通学路や生活道路における見守り活動しましょう。



### ◎歩行者の正しい横断方法の実践

- 横断歩道を渡ること、信号機には従う、歩きスマホの禁止等、基本的な交通ルールやマナーを守りましょう。
- 横断中も周囲の安全を確認し、横断時に手を上げる等、自らの安全を守る交通行動を心掛けましょう。

## 2 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上

### ◎ながらスマホの根絶

- 運転中のいわゆる「ながらスマホ」は重大な事故を引き起こします。絶対にやめましょう
- 自動車（乗用車・貨物車・特殊車）運転中に携帯電話等を使用しながらの交通事故は、死亡事故の発生リスクが約3.7倍になります。



### ◎運転者の歩行者優先意識の徹底

- 横断歩道に歩行者がいないことが明らかな場合を除き、横断歩道の手前で停止できる速度で進まなければなりません。
- 子どもや高齢者に優しい3S運動を実践しましょう。

### 3S運動！

- SEE(発見する) ⇒ 子どもや高齢者をいち早く発見する
- SLOW(減速する) ⇒ 子どもや高齢者を見たら減速する
- STOP(停止する) ⇒ 危険を感じたら、すぐに停止する



## 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルール理解・遵守の徹底

### ◎ヘルメットを着用しよう

- 自転車乗車時のヘルメットの着用は努力義務です。自転車乗車中の交通事故で亡くなった方は、約5割が頭部に致命傷を負っています。(警察庁調べ)  
命を守るためにヘルメットを着用しましょう！



令和8年  
4月1日  
施行

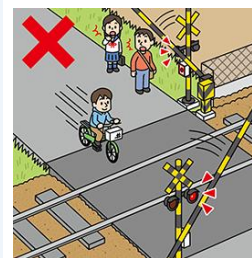
### ◎交通反則通告制度(青切符制度)が導入されます

- 交通反則通告制度とは、一定の交通違反をした場合、反則金を納めれば刑事手続きに移行せず、事件が終結されるという制度です。
- 青切符の対象は悪質・危険な行為が対象となります。
  - ① 重大な事故につながる恐れが高い違反(即検挙)
    - ・携帯電話使用等、遮断踏切立入り、自転車制動装置不良
  - ② 実際に交通への危険を生じさせたり、事故の危険性が高まっているとき
  - ③ 警察から指導警告されているにもかかわらず違反をおこなったとき等

## 青切符の対象となる違反(一例) 取り締まりの対象は16歳以上



携帯電話使用等  
(手に保持し通話や画面を注視等)  
反則金12,000円



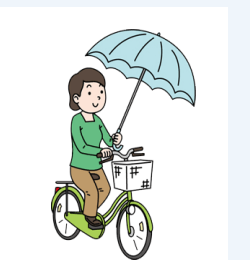
遮断踏切立入り  
反則金7,000円



ブレーキのない  
自転車等  
自転車制動装置不良  
反則金5,000円



一時不停止  
反則金5,000円



傘さし運転  
反則金5,000円



並進禁止違反  
反則金3,000円



詳細は警察庁の「自転車交通安全ポータルサイト」をご確認ください。

### 赤切符

酒酔い運転・酒気帯び運転、妨害運転、携帯電話使用(道路における交通の危険を生じさせたとき)等については、従来通り「赤切符」で処理されます。

